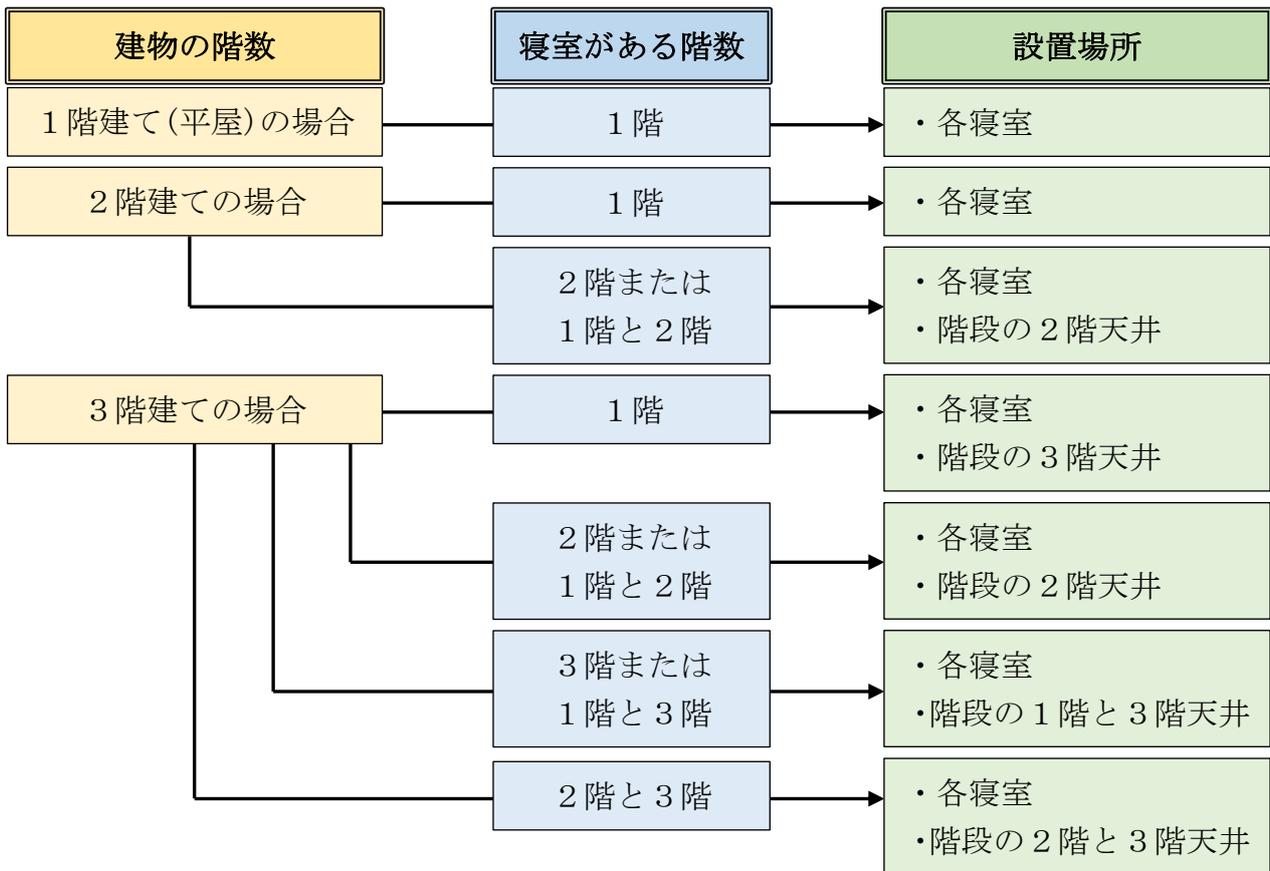


住宅用火災警報器の設置場所について

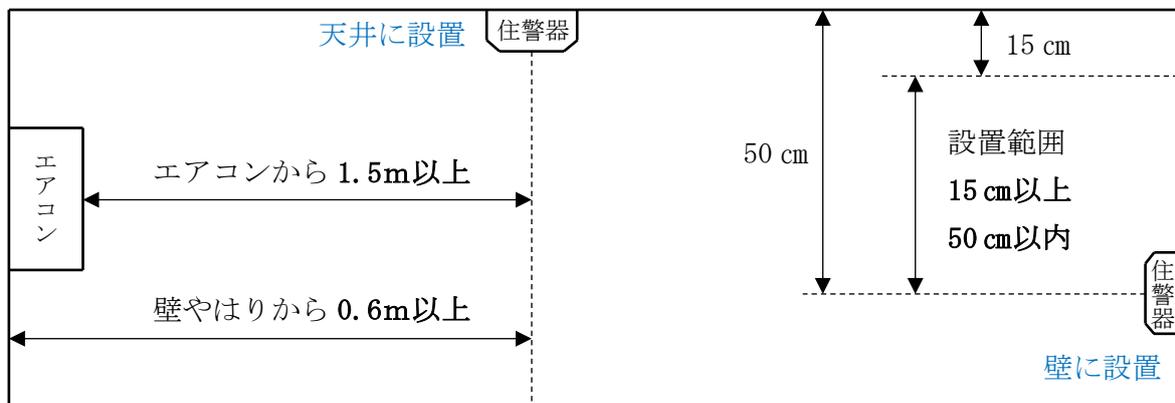


上記のほか、住宅用火災警報器を設置する必要がなかった階のうち、7㎡以上の部屋が5部屋以上ある階は、その階の廊下に取り付ける

※愛南町火災予防条例では、台所への設置義務はありませんが、設置をおすすめします。

住宅用火災警報器の設置位置について

- ①壁やはりから0.6m以上離れた位置に設置する。
- ②換気口やエアコン等の吹き出し口から1.5m以上離れた位置に設置する。
- ③壁に設置する場合は、天井から15cm以上50cm以内の位置に設置する。



寝室に設置が必要な理由

住宅火災による死者の発生状況を経過別に見ると、逃げ遅れによるものが最も多くなっています。

また、死者の発生状況を時間帯別にみると、火災件数は起きている時間帯が多いにもかかわらず、火災死者数は就寝時間帯の方が多くなっています。

つまり、就寝時間帯が、昼間に比べて人命の危険性が高いと言えます。

このため、寝室に設置することとされました。

また、寝室が2階にある場合などでは、階段室にも設置することとされています。これは、階段室が火災による煙の集まりやすい場所であるとともに、2階などで就寝している方等にとっては、ほとんどの場合唯一の避難経路となるからです。

定期的な点検、交換をしましょう。

住宅用火災警報器の『ボタンを押す』、または『ひもを引く』と音で点検結果を確認できます。点検結果を表す音は、メーカーや製品によって異なりますので、説明書等をご確認ください。

故障率が時間の経過とともに増加するため、定期的な動作確認を行い、10年を目安に住宅用火災警報器の交換をおすすめします。

悪質訪問販売にご注意を！

消防署が、消火器や住宅用火災警報器を販売することはありません。訪問販売や押し売り等の被害にあわないようご注意ください。

住宅用火災警報器について不明な点がありましたら、愛南町消防本部予防係までお問い合わせください。

愛南町消防本部 予防係
〒798-4341
愛媛県南宇和郡愛南町蓮乗寺 473 番地
TEL0895-72-0119

